

雇用保険の受給手続き中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、特例措置として、失業認定については、以下のとおり取扱うことといたしますので、よろしくをお願いいたします。

ハローワークへお越しの際は、引き続きマスクの着用、手指消毒などの十分な感染予防・拡大防止対策にご協力をお願いいたします。

○失業認定の取扱いについて

失業の認定については、以下の場合を除き、ハローワークが指定した日（失業認定日）に、原則来所により行います。

①緊急事態宣言解除後の最初の失業認定日

→原則郵送での認定

②高齢（概ね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること又は妊娠中であることを理由に来所を控えたい場合

→申し出により郵送での認定が可能

③まん延防止等重点措置実施期間中の失業認定日

→申し出により郵送での認定が可能

○関連する留意事項について

- ・ 郵送認定の方法等についてはQ & A、失業認定申告書の記入については見本をご覧ください。
- ・ 感染予防等の観点から、希望により失業認定日を別の日へ変更することが可能です。（事前連絡が必要です。）

申し出や事前連絡、その他ご不明な点などは、受給中のハローワークまでお問い合わせください。

（お問い合わせは平日の8：30～17：15に限ります。）



大阪労働局・ハローワーク